

左京納税だより

平成30年5月号
No.381

京都市左京区聖護院円頓美町29-6 公益社団法人 左京納税協会・左京納税貯蓄組合連合会 ☎ 075-771-6410 発行人/上茶谷 博

平成30年度定時総会へ向けて理事会(予算・決算関係)を開催

1/31(予算関係)・4/26(決算関係)理事会で定時総会議案を審議
【平成30年度定時総会は、5月28日(月)16時から開催】

左京納税協会は、1月31日(水)と4月26日(木)に平成30年度定時総会へ向けて、平成30年度予算関係理事会並びに平成29年度決算関係理事会を開催しました。

1/31の理事会では、「平成30年度：事業計画書(案)及び収支予算書(案)」、「京都府に提出する定期提出書類」、「建物補修積立資産の一部取り崩し」など全ての議案について承認決議しました。

4/26の理事会では、「平成29年度：事業報告及び収支決算書」、「京都府に提出する定期提出書類」、「個人情報保護法の改正に伴う規

定の改正」、「空気調和設備改修工事の実施」、「建物補修引当資産の一部取り崩し」、「平成30年度定時総会の日時・場所・目的事項」並びに各報告事項を含め、全ての議案について、原案どおり承認決議しました。



会員の皆様へお願い

登録内容にご変更はございませんでしょうか。

法人名/屋号・代表者・所在地・電話番号等についてご変更がございましたら、事務局へご連絡をお願いいたします。

(電話：771-6410 / FAX：751-1648)

食べ切りサイズのおつけもの
「ちいさなだいやす」

大のつけものは、全商品国内産野菜を使用。
化学調味料・合成保存料・合成着色料は使用していません。

本店/平安神宮東 TEL 075-761-0281/FAX 075-771-8756
<http://www.daiyasu.co.jp>

世界のコーヒー

白川本店
TEL (075) 711-4151
〒606-8266
京都市左京区北白川久保田町1番地

すべては1杯のおいしいコーヒーの為に
株式会社ワールドコーヒー
<http://www.world-coffee.co.jp/> TEL (075) 314-2255

■ ■ ■ ■ ■ 優法会・左京模範法人会新春合同講演会の開催 ■ ■ ■ ■ ■



優法会、左京模範法人会は、1月31日(木) 予算理事会終了後、今回で第10回目となる新春合同講演会を開催しました。

優法会の岡野会長の主催者代表挨拶の後、山岸久一氏の「癌と認知症対策を考える」と題する講演が始まりました。高齢者にとって大変気になるテーマであり、メモをとる方が多数おられるなど、興味深く講演時間が短く感じられる程でした。謝辞は茶屋優法会副会長がされ、その後、左京模範法人会西村会長のご挨拶の後、納税協会(本会)との合同意見交換会が、両会員で和やかに開催されました。

資産税部会
第7回研修会を開催
「事業承継税制の拡充について」

左京納税協会資産税部会(鈴鹿且久部会長)は、4月26日(木) 決算関係理事会終了後、下京税務署木戸口資産課税審理専門官を講師として、部会設立以来7回目となる研修会を開催しました。

研修会には、資産税部会員のほか、税理士会支部会員、左京区内の地元金融機関支店長、左京納税協会役員など総勢70名が出席されました。



創業元禄二年



聖護院ハッ橋 総本店

京都市左京区聖護院山王町六 電話075(761)5151



直営店 本店(路北・大願) 三千院前店(大原・三千院門前)
清水店(東山・清水坂) ボルタ店(京都駅地下街)
祇園店(四条花見小路)

龍吹き立てごはん土井

京都大原本店(大原・本店内) 祇園店(祇園店2F)
京都駅八条口店(JR東海京都駅構内IF ASTYロード内)

志ば漬の里



〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
<http://www.doishibazuke.co.jp/>

左京納税協会70年のあゆみ

左京納税協会は、納税者の健全な団体として、平成30年4月に創立70周年を迎えることができました。これもひとえに、会員の皆様方のご協力並びに税務ご当局を始め関係諸団体のご指導、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。今後とも納税協会事業活動にご理解をいただき、なお、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ここに、左京納税協会の70年を振り返り、ご紹介いたします。

沿革等

昭和

- 23.4 左京納税協会創立
(岡崎円勝寺町、前左京税務署内)
- 29.6 協会だより第1号
- 31.12 協会建物新築移転(現在地)
- 32.9 青色申告部会設置
- 32.10 法人源泉部会設置
左京納税協会だより創刊号発刊
- 43.10 個人部会設置
(初代 鈴鹿隆信 会長)
- 45.10 法人部会設置
(初代 石田隆一 会長)
- 48.2 協会建物 鉄筋2階建 新築
- 51.1 新春賀詞交歓会始まる
- 51.12 大阪国税局長より社団法人設立の許可
- 52.5 社団法人第1回定時総会開催
法・個・間・指・総務部会で組織
- 52.11 優法会設立(初代 石田隆一 会長)
- 56.2 左京準優良法人会設立
(初代 網田新太郎 会長)
- 56.11 左京優青会設立
- 62.7 左京納税だより200記念特集号発刊



平成

- 8.3 青年部会設立(初代 鈴鹿且久 会長)
- 10.5 左京納税協会創立50周年記念式典開催
- 23.3 京都府知事より公益社団法人の認定
- 23.5 公益社団法人第1回定時総会開催
- 25.2 資産税部会設立(初代 鈴鹿且久 会長)



主な出来事

- 22.4 申告納税制度を導入(所・法)
- 22.7 左京税務署創立
(東山税務署から分離)
- 24.9 シャウプ勧告
- 25.4 青色申告制度導入(所・法)
- 26.4 納税貯蓄組合法制定
- 29.11 納税者の声を聞く月間始まる
- 38.5 毎月「5」の日を税の相談日に指定
- 41.2 国税庁、電子計算組織導入
- 41.11 所・住・事業税三税申告手続一本化
- 42.6 振替納税制度が法制化
- 45.5 国税不服審判所開設
税務相談室設置
- 46.7 税務署の機構が統括官制度
- 47.4 住宅取得控除制度・青色申告控除制度創設
- 49.3 年末調整時の住宅取得控除制度創設
- 52.6 所得税減税実施(戻し税方式)
- 53.4 タックス・ヘイブン対策税制創設
- 55.3 少額貯蓄等利用者カード制度創設
(後に廃止)
- 63.12 消費税導入税制改革法成立
- 元.4 消費税法施行
- 9.4 消費税率引き上げ3%→5%
- 15.1 国税電子申告・納税システムの開始
- 26.4 消費税率引き上げ5%→8%
- 28.1 共通番号制度開始

歴代会長

初代 宇賀 茂行
京都織物㈱ (23.4～31.5)



二代 杉本 清次郎
杉本練染㈱ (31.5～50.6)



三代 鈴鹿 隆信
俵聖慶院ハツ橋総本店
(50.6～55.12)



四代 川島 春雄
㈱川島織物 (55.12～平5.5)



五代 石田 隆一
㈱インダ(平5.5～平23.5)



六代 大角 正幸
㈱大安(平23.5～)

国際標準化機構 ISO 9001 認証取得企業

竹を使った装飾と葬祭用品 製造・販売

株式会社 **岡村竹材**

代表取締役 岡村 大治郎

本 社 〒606-8111 京都市左京区高野泉町40-19
TEL.(075) 791-0800 FAX.(075) 721-7701
東京支店 〒135-0031 東京都江東区佐賀1丁目10-2
TEL.(03) 3820-0251 FAX.(03) 3820-0351
茨城支店 〒319-0202 茨城県笠間市下郷4446-7
TEL.(0299) 37-6789 FAX.(0299) 37-6790

超精密加工で明日をひらく

YAMAOKA

株式会社 山岡製作所
代表取締役 山岡 祥二

本社工場

京都府城陽市平川横道93
TEL(0774)55-8500 FAX(0774)53-7873
URL <http://www.yamaoka.co.jp>

左京納税協会の活動

左京納税協会は、公益社団法人として税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図るために、様々な事業活動を実施しています。ここに、最近の事業活動について、ご紹介いたします。

会 議



29.04.24
決算理事会



29.05.29
定時総会・理事会



29.07.25
名刺交換会(署・協会・納貯連)



29.10.03
常任理事会兼組織拡大委員会



30.01.17
新年賀詞交歓会



30.01.31
予算理事会

表彰式・宣言式



29.02.03
消費税完納推進宣言式



29.11.16
納税表彰式



29.12.04
税についての作文表彰式

講演会・説明会・研修会



29.01.16
新春特別講演会



29.01.26
優法会・模範法人会合同講演会



29.04.24
資産税部会第6回研修会

講演会・説明会・研修会



29.05.19
青年部会研修会



29.08.24
左京税務署署長講演会



29.10.17
改正法人税等説明会



29.10.24
左京税務署副署長講演会



29.11.21
年末調整説明会



29.12.05
年末調整についての研修会



29.12.05
労働管理についての研修会



30.01.17
新春特別講演会



30.01.31
優法会・模範法人会合同講演会

PR活動



29.02.03
吉田神社節分祭でe-TaxをPR



29.02.03
吉田神社節分祭でe-TaxをPR



29.07.23
左京区民ふれあいまつり



29.07.23
左京区民ふれあいまつり



30.02.03
税のPR活動



30.02.27~03.01
青色申告コーナー税のPR活動

平成29年度 左京納税協会 租税教室の開催

本年度も、左京納税協会の役員及び青年部会員並びに納税貯蓄組合連合会役員が講師となって、各開催学校のご協力により、各学校において租税教室を開催しました。

租税教室では、児童・生徒さんに税金について知ってもらうことや税金の大切さを分かってもらうために、身近な話題で話したり、アニメビデオを見てもらったりしています。

講師をしていただいた皆様方、大変ありがとうございました。



10月21日 京都府立洛北高等学校附属中学校
【講師】笹岡 隆甫 氏



1月19日 岩倉北小学校
【講師】川久保 啓一 氏



1月26日 岩倉南小学校
【講師】西村 信幸 氏



1月29日 錦林小学校
【講師】西村 信幸 氏



2月13日 京都文教短期大学附属小学校
【講師】大角 安史 氏



3月1日 同志社小学校
【講師】榎本 大輔 氏



MURANAKA ACCOUNTANT'S OFFICE
村中税理士事務所

税理士 村中 研治
税理士 村中 平治

〒606-8081 京都市左京区修学院大林町13番地の4
TEL.075-721-6111 FAX.075-711-3515



平成29年分 確定申告地区相談会場を開設

平成29年分確定申告に当たり、左京納税協会は、左京税務署、近畿税理士会左京支部と三位一体の協調体制の下、地区相談会場を開設しました。

確定申告期前の2月8日(木)と9日(金)、京都銀行下鴨支店4階セミナー室において、2日間合計で266名(前年206名)の方が相談に来られました。

会場では、担当の税理士先生並びに受付事務に当たられた個人部会役員の皆様方のご尽力により例年以上に会場運営が非常にスムーズに行われたことに改めまして感謝申し上げます。

なお、左京納税協会では、2月19日、26日、3月8日の3日間、確定申告相談会を開催し、延べ22名が利用されました。



青色コーナー・振替コーナー開設



昨年度に続き、左京納税協会と左京納税貯蓄組合連合会並びに左京税務署との共催で、青色申告制度の普及と振替納税の利用拡大を図ることを目的として、左京税務署の確定申告会場において「青色コーナー」及び「振替コーナー」を設置し、その運営を行いました。

特に2月27日～3月1日の間は、保田個人部会長、桂左京納税貯蓄組合連合会会長を始め役員の方が申告の来場者に対して、青色勧奨・振替勧奨を行うとともに、納税協会のPR活動も併せて実施しました。

個人部会役員会を開催

左京納税協会個人部会は、平成30年4月9日(月)16時から左京納税協会会議室において、「平成29年分所得税確定申告地区相談会場の運営結果」と納税協会が新年度へ向けて、取り組む重点施策を議題に地域支部役員及び業種支部長による役員会を開催しました。

会議には、地区相談会場の開設・運営、申告指導に当たられた左京税務署並びに近畿税理士会左京支部の幹部の役職員各位をご来賓としてお招きし、会議の冒頭、保田勝個人部会長から地区相談会場の開設・運営に従事された地域支部役員に対する感謝とねぎらいを込めた御礼の挨拶がありました。

配付資料に基づく説明及び受付に従事していただいた方からのご意見をいただき、来年度に繋がる貴重な意見交換がなされました。



国登録有形文化財
南禅寺
ゆるい
ゆるい
ゆるい

天保十年に開かれた、
蘭学舎の学問所・順正書院を
そのまま伝える歴史的なたぐさまい。
南禅寺名物のゆるいよを、
ゆっくりとご堪能ください。

電話 0476(44)1111
http://www.01-fuoo.jp

大同生命・AIG損害保険 代理店

株式会社
ゼネラル・サービス

代表取締役 桂 奈津

〒604-8093 京都市中京区御池宮小路西南角松下町135-3 コスモシティ1F
TEL : 075(255)7467 FAX : 075(212)4120 E-mail : info@general-service.co.jp

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



- 全ての事業者
- 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方
 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
 - 飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方
 仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
 - 免税事業者の方
 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳 (仕入)					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事(株) 11月分 日用品	10%	88,000
11	30		△△商事(株) 11月分 食料品	8%	43,200

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事(株)		①
〒〇〇〇〇 〇〇〇〇		⑤
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円 (税込み)		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	お弁当	2,200円
...
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)
 2. 電話相談センター
 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

今年度の自動車税の納期限は5月31日(木)です

- 自動車税は、車検時に納めていただくものではありません。
- 自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。
- お早い目の納付をお願いします。

ご注意ください

- 納期限（5月31日）を過ぎてから納付すると、延滞金（納期限の翌日から1箇月は年2.6%、それ以降は年8.9%）が加算されます。
- 納期限（5月31日）を過ぎて、6月中旬以降に納付する場合は、入れ違いで督促状が発送される場合があります。
必ず納期限（5月31日）までに納税をお願いします。
- コンビニでの取扱いは6月30日までです。
- 金融機関、コンビニでの納税証明書への押印は、6月30日までです。

コンビニで納税できます

次のコンビニエンスストアで、全国どこでも、納税できます。ぜひご利用ください。

- サークルK
- サンクス
- セブン・イレブン
- ファミリーマート
- ミニストップ
- ローソン
- デイリーヤマザキ など

〈自動車税のお問い合わせは〉

京都府京都東府税事務所 ☎ 213-6355 まで

市民税・府民税のお知らせ・納税通知書をお送りします

- 自営業者等で納付書によって納付される方（普通徴収）には6月10日付けで「市民税・府民税の納税通知書」を、給与所得者等で毎月の給与から税額が差し引かれる方（特別徴収）には5月中に勤務先を通じて「市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」を、それぞれお送りします。
平成30年度分の市民税・府民税は、平成30年1月1日現在にお住まいの市区町村で、平成29年中の所得を基に課税されます。
納付書による納付の場合（普通徴収）は、第1期の納期限は7月2日です。
- 課税内容については、市税事務所個人市民税担当（ビル葆光）、給与の特別徴収分については、市税事務所法人税務担当（井門明治安田生命ビル）までお問い合わせください。

《 問 》

京都市市税事務所市民税第4担当(左京・東山担当 ☎ 746-5863)

京都市市税事務所法人税務担当(特別徴収担当 ☎ 213-5246)

国民年金基金

加入できる方 国民年金の保険料を納付中の60歳までの方（第1号被保険者）及び60歳以上65歳未満の方や海外居住の方で国民年金に任意加入されている方

- 掛金は全額所得控除
- 公的年金控除の対象
- 自由なプラン設計

資料請求・ご相談・お問い合わせは
☎ 0120-65-4192

京都市中京区烏丸通三条下ル鶴崎屋町595番地3
大同生命京都ビル6階

京都府国民年金基金



スマホから資料請求



店ばよう
納税協会の輪

納税協会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみなさまと共に歩んでまいりました。これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIICHI 大同生命保険株式会社
京都支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル鶴崎屋町595-3
TEL 075-231-5341

AIG AIG損害保険株式会社
京都支店/京都府京都市下京区五条通大高南門前町480
《富士火災京都ビル8F》TEL 075-284-0030

税務職員募集のお知らせ

平成30年度 税務職員採用試験

- 受験資格**
- 平成30年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

試験の程度 高等学校卒業程度

申込受付期間 平成30年6月18日(月)～6月27日(水)〔受信有効〕
 (注) 1 原則として、インターネット申込みとなります。インターネット申込みができない場合は、希望する第一試験地を所轄する国税局(国税事務所)にお問い合わせください。
 2 インターネット申込専用アドレス [http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]

試験日及び試験内容

試験	試験日	試験種目	解答時間
第1次試験	9月2日(日)	基礎能力試験(多肢選択式)	1時間30分
		適性試験(多肢選択式)	15分
		作文試験	50分
第2次試験	10月10日(水)～ 10月19日(金) ※第1次試験合格通知書で指定する日時	人物試験	
		身体検査	

(注) 第2次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。

合格者発表日
 第1次試験合格者発表日 平成30年10月4日(木)
 最終合格者発表日 平成30年11月13日(火)

試験地
 第1次試験 京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、田辺市
 第2次試験 第1次試験合格通知書で通知

採用予定数
 1 採用予定数については、別途、人事院ホームページに掲載します。
 2 採用予定数は変動することがあります。
 最新情報は人事院ホームページで確認してください。

問い合わせ先 大阪国税局人事第二課試験係 ☎ 06-6941-5331) 又は左京税務署総務課

その他 採用に関する情報は、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) 「国税庁等について」⇒「採用情報」にも掲載します。

大阪国税局・左京税務署

源泉徴収した所得税等の納付は「納期の特例」制度を利用すると便利です。

青色事業従事者や従業員の合計が常時10人未満のときは、税務署長に申請して納期の特例の承認を受けることにより、毎月(日)の給与等から源泉徴収した所得税等を次のように、年2回にまとめて納付することができます。

区 分	納 付 期 限
平成30年1月～6月までに支払ったもの	平成30年7月10日
平成30年7月～12月までに支払ったもの	平成31年1月21日

※ 税額がない場合であっても「本税」の欄に「0」と記載した納付書を税務署に提出する必要があります。

※ この場合はe-Taxが便利(徴収高計算書の送信には電子証明書は不要)です。

※ 税額がある場合は、「ダイレクト納付」が簡単・便利です。

- インターネットバンキングの契約が不要
- 即時又は納付日指定が可能
- 金融機関等へ出向くことなく自宅やオフィスで納付手続

計測とメカトロをシステム化する



⑧ 応用電機株式会社

京都工場 京都府城陽市平川中道表 63-1
 熊本工場 熊本県菊池市泗水町吉富 100-29
 浜松工場 静岡県浜松市浜北区中瀬 7610
 相模原工場 神奈川県相模原市南区麻溝台 8-18-46

ISHIDA

はかりしれない技術を、世界へ。

株式会社 **イシダ** www.ishida.co.jp

本社 京都市左京区聖護院山王町44 〒606-8392 TEL 075-771-4141

企 業
訪 問

小丸屋住井様へ青年部会で企業訪問



3月28日(水)青年部会15名は、小丸屋住井様の「小丸屋サロン」に訪問しました。
「小丸屋」は、創業から約400年の歴史があり、京うちわの歴史や作業工程のビデオ、艶やかな工芸品など数多く拝見したほか、住井社長のお仕事への熱い想いを含めて貴重なお話を聞かせていただきました。その後は、青年部会の本年度の締めくくりとして、意見交換会が和やかに開催され、今後、更に青年部会の事業活動を活発化させるべく意思統一がなされました。

小丸屋住井様には、大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。



2月3日

土曜日

PR活動

イオンモール京都店で税のPR活動

京都ブロック青年部会連絡協議会は、2月3日(土)イオンモール京都店のセンターコートにおいて、小学生と中学生

を対象とした税のPR活動を実施しました。

納税協会のジャンパーを着用した青年部会役員・会員など約50名でイオンモール京都店に訪れた方に、確定申告のお知らせを封入したイータ君スポンジを、また、子どもたちには税金クイズに参加していただきました。

左京納税協会青年部会からは、網田部会長、戸塚副部会長、保田会員が参加、また、左京税務署からは坂井署長を始め天良総務課長がPR活動を激励していただきました。



住 宅 マンション 社 屋
医 療・福 祉 設 施 工 場 倉 庫
店 舗

信頼し、信頼されて、
そしてまた新しい信頼の輪が広がる

創業 108 周年



野口グループ
野口建設株式会社
京都市左京区田中大塚町 214
TEL:075-781-9131 FAX:075-781-7865
<http://www.kirin-g.jp>

ご昼食、御宴会、お泊まりは

国際観光旅館 聖護院御殿荘へ
史跡旧仮皇居

庭園足湯あります(昼~夜)

御料理、宿泊とも全て前日までの御予約で賜ります
京都市左京区聖護院中町15番(市バス熊野神社前下車すぐ)
電話(075)771-4151・FAX(075)761-5555
URL <http://www.gotenso.com>